

訪問介護ステーション そらまめ星和台  
訪問介護事業  
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人康成会が開設する訪問介護ステーション そらまめ星和台 訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名称 訪問介護ステーション そらまめ星和台
- (2) 事業所所在地 奈良県北葛城郡河合町星和台2丁目1番地の17

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士：1名以上。  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名  
必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～日曜日
- (2) 営業時間 月～日曜日 6時30分～21時00分
- (3) 休業日 年中無休

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定の所得がある方は2割ないし3割)の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 相談・助言
  - 2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
  - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次の区域とする。

奈良県北葛城郡河合町、王寺町、広陵町、上牧町  
奈良県生駒郡斑鳩町、三郷町、安堵町、平群町  
奈良県磯城郡三宅町、川西町  
奈良県香芝市、大和高田市、橿原市

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生と防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止のための委員会を設置
  - ①委員会の定期的な開催とその結果について、従業者への周知徹底

- ②適切に実施するために必要に応じて担当者を設置
- ③従業者への研修の実施
- (3) その他、虐待防止のための適切な措置
  - 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを監督官庁等に報告するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
  - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。
  - 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時に於いて、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  - 6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場に於いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 7 事業所は、利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて、調査を実施し、改善の措置、記録の整備その他必要な措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。
  - 8 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
  - 9 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 10 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人康成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成12年 4月17日から施行する。

平成12年10月 1日改訂

平成13年 4月10日改訂

平成14年 4月 1日改訂

平成15年 6月 1日改訂

平成15年 7月 1日改訂

平成17年 6月 1日改訂

平成17年 9月25日改訂

平成18年 7月 1日改訂

平成21年 4月 1日改訂

平成24年 1月21日改訂

平成24年 3月12日改訂

平成25年 4月 1日改訂

平成25年 9月 1日改訂

平成29年 4月 1日改訂

平成30年 8月 1日改訂

令和02年 3月24日改訂

令和02年 4月30日改訂

令和02年11月16日改訂

令和03年 4月 1日改訂

令和06年 2月 2日改訂